

## 香取市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香取市ホームページ（以下「ホームページ」という）の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

(募集及び掲載の申し込み)

第3条 広告掲載の募集は、ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

2 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする月の前月の1日までに、香取市ホームページ広告掲載申込書（別記第1号様式）を、郵送、ファクシミリ又は電子メールで市長に提出しなければならない。この場合において、市は必要に応じて、申込者に掲載しようとする企業等の資料の提出を求めることができる。

3 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(画像)

第4条 広告原稿に用いる画像（以下「画像」という。）の規格は、次のとおりとする。

(1) GIF形式又はJPEG形式を用い、縦100ピクセル、横250ピクセルかつ15KB以内のサイズとすること。

(2) 文字色と背景色とのコントラスト（明度差）を十分なものとする。

(3) 文字、イラスト等の解像度を高め、鮮明なものとする。

(4) 背景に模様、写真等を用いる場合は、文字の周囲を縁取り、読みやすいものとする。

(5) Webアクセシビリティ（高齢者・障害者等配慮設計指針をいう。）に準拠した静止画とすること。

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

(1) アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの

(2) 反転表示又は画面の切替わりがあるもの

(3) テキストボックスが表示されているもの

(4) プルダウンメニューが表示されているもの

- (5) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
  - (6) 市のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの
  - (7) インターネットアンケート、教育相談等、市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれのあるもの
  - (8) その他市長が画像として不適切と認めるもの
- (広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他、広告掲載を行う広告として不相当であると市長が認めるもの

(掲載料金)

第6条 広告掲載料は1枠当たり月額1万5千円とし、申込者は指定期日までに納付しなければならない。ただし、長期にわたる申込み及び納付を一括で行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 6枠以上の場合 1枠当たり1万2千円
- (2) 12枠の場合 1枠当たり1万円

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1月単位とし、連続する掲載期間は、最大12月とする。

2 広告の掲載月、位置及び枠数は、市長が決定する。

(掲載決定等)

第8条 市長は、第4条及び5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、香取市ホームページ広告掲載承諾通知書(別記第2号様式)又は香取市ホームページ広告掲載不承諾通知書(別記第3号様式)により申込者へ通知する。

3 市長は、申込者が枠数を超えたときは、次の順位により決定する。ただし、同順位の者の中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有する者

(2) 第2順位 市外に事業所等を有する者

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(禁止行為)

第9条 申込者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) サーバーその他の市のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

(3) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(4) その他市長が広告主として不適切と認める行為

2 申込者は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更)

第10条 申込者は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その2週間前までに市長に連絡しなければならない。

(申込者の責任)

第11条 広告の内容及びそのリンク先の内容により第三者に損害等が生じた場合は、申込者が責任を負い、市は責任を負わないものとする。

(中止等)

第12条 市長は、申込者が次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) この要領又は香取市財務規則（平成 18 年香取市規則第 48 号）その他の関係法令に違反したとき。

(4) その他市長が広告掲載を不適切と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載を中止又は広告掲載の承諾を取り消すときは、香取市ホームページ広告掲載承諾取消通知書（別記第 4 号様式）により申込者へ通知する。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

#### （免責事項）

第 13 条 市は、システム障害、保守点検等によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖日数に合わせ、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 3 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 市は、申込者が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

#### （広告掲載の取り下げ）

第 14 条 申込者は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、申込者は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

#### （委任）

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第2項）

香取市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

香取市長 様

住 所

氏名（法人名）

香取市ホームページ広告掲載要領第3条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

なお、広告掲載にあたっては、香取市広告掲載要綱、香取市ホームページ広告掲載要領及び香取市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

記

1 広告内容等

(1) バナー広告原稿(画像データ)

(2) 掲載希望期間 令和 年 月から令和 年 月まで

(3) リンク先WebページのURL

(4) 業種

2 担当者連絡先

(1) 担当者名：

(2) E-mail：

(3) 電話番号：

(4) FAX番号：

第2号様式（第8条第2項）

第 号  
年 月 日

様

香取市長

香取市ホームページ広告掲載承諾通知書

年 月 日付けで申し込みのあった香取市ホームページ広告掲載の申し込みについて、承諾しましたので通知します。

記

- 1 広告掲載期間 令和 年 月から令和 年 月まで
- 2 広告掲載料の納入  
広告掲載料として、納入通知書の納入期限までにお支払いください。
- 3 その他  
広告掲載に当たっては、香取市広告掲載要綱、香取市ホームページ広告掲載要領及び香取市広告掲載基準の内容に従ってください。

第3号様式（第8条第2項）

第 号  
年 月 日

様

香取市長

香取市ホームページ広告掲載不承諾通知書

年 月 日付けで申し込みのあった香取市ホームページ広告掲載の申し込みについて、不承諾となりましたので通知します。

記

1 不承諾の理由

第4号様式（第12条第2項）

第 号  
年 月 日

様

香取市長

香取市ホームページ広告掲載承諾取消通知書

香取市ホームページ広告掲載要領第12条の規定により、広告掲載の承諾を取り消したので通知します。

記

1 対象の広告

(1) バナー広告原稿（画像データ）

(2) 掲載期間 年 月 日～ 年 月 日

2 中止決定日

年 月 日

3 中止の理由